

山陽小野田市農業委員会

第 2 3 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 5 月 9 日午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1 7	上 田 進
会長職務代理者	1 3	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	2	大 田 チズ子
	3	中 富 高 義
	4	田 中 覺
	5	眞 鍋 喜久夫
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	9	伊 藤 周 作
	1 0	二 井 太刀男
	1 1	福 間 武 勝
	1 2	木 村 芳 則
	1 4	村 上 俊 治
	1 5	縄 田 國 和
	1 6	田 尾 光 一
	1 8	辻 村 勝 好
	2 0	中 重 壽
	2 1	長谷川 邦 夫
	2 2	山 本 シゲ子
	2 4	水 津 治
	2 5	重 永 達 記

4. 欠席委員

1 9	花 本 徳
2 3	松 本 隆 博

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第86号 農地法第3条 権利の移動

議案第87号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第88号 農地利用集積計画について

報告第45号 農業振興地域整備計画の変更について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第23回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は19番花本委員、23番松本委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は22番山本委員と24番水津委員にお願いします。会議書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第86号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	説明をする前に1件訂正がございます。1ページの番号24についてですが、畑と書いてある下の面積が抜けております。526㎡になります。議案第86号番号24について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地7、□□□□。土地の表示が大字□□□□番5、外1筆。地目が畑、面積が526㎡の農用地内、農用地外の売買による所有権移転です。耕作面積は自作の2,933㎡です。本案件は自宅に隣接する畑等を譲り受け、農業を営もうとするものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 8番	現地調査報告をお願いします。 5月6日に事務局3名と篠原委員と私の5名で現地確認を行いました。□□□□側の□□□□、□□□□の中にごございます。国道□□□□号線の□□□□交差点から南の海の方に下って行きます。□□□□川の西側にごございます堤防沿いを南の海の方に向かうと、干拓地が両方に分かれておりますが、その真ん中付近に現地がございます。自宅に接している農地を、この度譲り受けることとなります。地目は田と畑になっておりますが、現況は双方とも管理がされており畑を作っておられました。親の代のときから□□□□さんの土地を□□□□さんが借りて、畑を作っていたそうです。今回双方が話し合いをし、田中さんが買い受け農業をしようとするものです。他にも田んぼを借りて、稲作もやりたいと言うことです。境界等もきちんとされており、畑も作っています。□□□□さんと□□□□さんは親戚なので機械も植木さんから借り、協力して農業をするそうです。畑を作るための機械は持っていますが、田んぼを作る機械は持っていないので植木さんに借りるそうです。
議長	何か質問はございませんか。

20番 効率的な農業経営をしたいと言うことで譲り受けるようで、話を聞くと畑もきちんと作っていて立派だと思いましたが、売買を行ってきちんと畑を作るのですね。

8番 現場を見るときちんと畑を作っていました。

20番 今回の件は問題ないと思いますが、私の地元ではまた貸しをして、□□□□業者が使っていると言うことがありましたので気になりました。

8番 家を建てたときから農地を借りて今までずっと畑を作っており、引き続いて畑を作りたいとのことなので問題ないと思います。

20番 違反をしても罰則はないのか。

局長 □□□□さんのところの例も、□□□□と□□□□さんと私とで当人に会って話をしました。最悪の場合、3条の取り消しになりますが、農地として利用していないところについては農地として利用するように話をし、元に戻して耕作をするということになりました。□□□□の件は取り消しにはなりませんでしたが、県と協議をした結果、最悪の場合を取り消しということになります。

3番 自作は2,933㎡となっており、田んぼの機械はなく今回譲り受けるのも畑だけだが、どういうことですか。

局長 2,933㎡につきましては、後ほど議案で出てきますが基盤強化促進法で農地を借りるという形になっております。この方法につきましては、法の中で農地を借りる分と取得する分の合計が農地法の下限面積を上回れば許可ができることとなっております。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号24について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第86号番号24については承認いたします。続いて番号25、26は関連事業のため事務局より一括での説明を求めます。また、□□□□委員については農業委員会等に関する法律第24条の規定により議事に参与しないものとします。

局長 番号25、26について合わせて提案説明をいたします。議案第86号番号25について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が千葉県□□□□番地597、□□□□。譲受人が大字□□□□番地6、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目は畑。面積が317㎡の用途地域内で売買による所有権移転です。次に議案第86号番号26について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が下関市□□□□号、□□□□。譲受人が大字□□□□番地6、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、外1筆。地目が畑で面積が874㎡の用途地域内、農用地外の売買による所有権移転です。本案件は遠隔地で管理が出来ないため、付近の農家に譲り渡そうと

するものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。

議長 6 番 現地調査報告をお願いします。

国道□□□□号線を□□□□を右折して□□□□の方に1キロ行きますと左側に□□□□があります。この□□□□に入る入り口に続いて、山の方に入る道がございますが、そこに□□□□という□□□□があります。土地の所有者は元々□□□□に住んでおられた□□□□さんです。現在は遠くに住んでおられますので売却したいということです。この3筆は山伝いの土地で段差があり、1筆1筆境界がはっきりとしています。2筆は入り口の左手と右手。もう1筆は□□□□を入りまして左側の方がございます。入り口の左側につきましては現在草が生えていましたが、右側、□□□□の左側は□□□□さんが手入れをされておりまして草は生えていませんでした。利用につきましては□□□□さんが□□□□をされておりますので、それに関連した使い方があるかと思います。特に問題はございませんでした。

議長 何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。まず、番号25について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第86号番号25については承認いたします。続いて、番号26について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により番号25、26については承認いたします。次に、議案第87号農地法第5条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第87号番号85について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大阪市□□□□号□□□□、□□□□。譲受人が宇部市□□□□番地18、□□□□。土地の表示が大字□□□□番7、地目が田。面積が179㎡の用途地域内です。転用の目的は進入路と駐車場です。本案件は、自宅に隣接する農地を譲り受け、進入路及び駐車場を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。

議長 6 番 現地調査報告をお願いします。

□□□□駅前から□□□□の方に行くとJRの跨線橋のところに信号がございますが、それを右に曲がりまして□□□□の方に入ります。□□□□町というところに□□□□川の橋が架かっていますが、この信号から100m程□□□□の方に行くと□□□□の下をくぐる道があり、その道から200m行ったところに現地がござ

います。12ページを見ていただくと申請地の上に□□□□さんと□□□□さんの家がございます。現在□□□□さんの家の北側に駐車場を借りて駐車されていますが、不便と言うことでその下のところに5mぐらいの土地を買って駐車場を造ろうというものです。境界ははっきりしており、埋め立ては道路と同じ高さにしたいと言うことでした。排水につきましては□□□□川の土手沿いに農業用水路がございますのでそこに流します。車が4台停まるようにして、出入口は□□□□さんの家のブロック塀を一部除けてそこから出入りします。特に問題はございませんでした。

議長 何か質問はございませんか。

14番 譲渡人の□□□□さんは□□□□に住んでいます。おそらく分筆されて179㎡の田んぼを譲り渡すのだと思うのですが、残った770㎡は管理されていますか。現状はどうなっていますか。

6番 20年程前に水道管をビニール管にやり変えたときに、資材を置くということで水道局が一部埋め立てています。

14番 770㎡で所有者が□□□□さんになっていて地目が田んぼになっているが、どのような状態になっているのですか。

6番 先ほど申したように20年程前に資材置場として利用して現在もそのままの状態になっています。

局長 当時、公共事業でこの土地を埋めた形跡があります。現在は管理しなくても良い状態になっています。公共事業の申請がいらなかった時代のものは容認せざるを得ないかと思います。

4番 770㎡の□□□□さんの土地は埋め立てされているのか。

8番 完全に埋め立てられており、更地になっています。

局長 現地で農地法について説明しました。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号85について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第87号番号85については承認といたします。続いて、番号86について事務局より説明を求めます。

局長 議案第87号番号86について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地、□□□□。借受人が大□□□□番地、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が350㎡の農用地外です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、親の土地を借り受け、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は集団的に存在する第1種農地です。本案件は第1種農地を対象とする事案ですが、集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 8 番	現地調査報告をお願いします。 □□□□を出てすぐ左に曲がって山の方に上がる道がありますが、山の方に上がっていくと右側が□□□□という団地になります。その入口が今回の申請の場所になります。東側の道路は低く、申請地は法面がコンクリートで上げられて高さが2 mくらいです。申請地はすべて整地をされていつでも家が建てられる状態になっていました。一部、親から譲り受け道路に面した方に家を建てるといことです。境界もきちんとしており杭も打ってありました。雨水等については以前からある住宅から流れている道路側溝を使って流すそうです。造成も土地の改良もしないそうです。東側は擁壁で囲まれているので手を加えなくても良い状態でした。問題となる事項はございませんでした。
議長 3 番 8 番 局長	何か質問はございませんか。 当該2 3 3 1 番1の上に7 m²の田があるが現状は田ですか。 道路になっています。 7 m²の田とその隣接の5 6 m²の雑種地は市に寄付行為を行う手続きをしています。
3 番 局長	寄付をする場合は農地法や農業委員会には関係ないのですか。 一部例外等もあるかと思いますが、基本的には寄付行為は農業委員会の許可は必要ありません。
3 番 局長	面積も関係ないですか 状況によるかと思いますが、この場合、既に擁壁があり水路部分になっているので、市も寄付を受けてくれると思います。田んぼの一部等は無理な場合もあるかも知れませんが、現況によると思います。今回の場所はすでに水路と道路になっていました。
1 6 番 局長	道路は舗装しているのか。 舗装しています。
1 6 番 局長	7 m²や5 6 m²の雑種地に税金は掛かっていたのですか。 調べていませんが、地目が公衆用道路になっていれば課税がされていません。
1 6 番 6 番	地目を公衆用道路にしていたら良かったのではないかと。 昔、拡張された道路は、田の一部にかかっていた。現況によって非課税になっています。固定資産税課税台帳を見れば書いてあると思います。この場合もおそらく全て非課税になっているのではないかと思います。
1 4 番	市が登記変更をするべきです。分筆して公衆用道路にしたのなら、市の名義にしておかないといけないのではないかと。
3 番 議長	当時、きちんと処理をしていないのが良くない。 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入

	ります。番号８６について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第８７号番号８６については承認といたします。続いて、番号８７について事務局より説明を求めます。
局長	議案第８７号番号８７について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地５、□□□□。譲受人が大字□□□□番地１、□□□□。土地の表示が大字□□□□番６、地目が畑。面積が４３０㎡の農用地外です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、親の住居に隣接する農地を譲り受け、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は公共投資の対象となっていない小団地の第２種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 ６番	現地調査報告をお願いします。 国道□□□□号線の□□□□の橋から１キロ程行きますと今は潰れていますが□□□□がありました。そのすぐ右側に□□□□に抜ける道がございます。途中に□□□□があり、□□□□さんの家から左に山の方に入りますと現地がございます。山伝いの土地なので高低がはっきりしております。農業用集落排水が設置してあるので下水については問題ありません。雨水については農業用水路がすぐ隣にあるのでそちらに流すようになります。道路より低いところにありますので、道路より少し高めに埋め立てをして住居を建てます。特に問題になるようなところはございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号８７について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第８７号番号８７については承認といたします。続いて、番号８８について事務局より説明を求めます。
局長	議案第８７号番号８８について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地８、□□□□。譲受人が大字□□□□番地５、□□□□、外１名。土地の表示が大字□□□□番３、地目が畑。面積が４０４㎡の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は、宅地化の進行する申請地を取得し、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第３種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 ８番	現地調査報告をお願いします。 現地は２６ページの図面の通りで□□□□の北側でございます。以前の□□□□があった目の前にある団地の中の一角でございます。現地は少し草が生えていましたが、畑とわかるような状態でした。境界については両方に住宅が建っており、北側が道路になって

	いるので問題はありません。下水はこの道路に通っている公共下水に、雨水等は同じくそこに通っている排水に流すそうです。特に問題となるような事項はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号８８について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第８７号番号８８については承認といたします。続いて、番号８９について事務局より説明を求めます。
局長	議案第８７号番号８９について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地３、□□□□。譲受人が大字□□□□番地１、□□□□。土地の表示が大字□□□□番１、地目が畑。面積が２６３㎡の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は申請地を取得し、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法の規定する用途地域内の第３種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 ６番	現地調査報告をお願いします。 先ほども説明をしました□□□□の出口の方ですが、図面のとおり□□□□という□□□□があります。そこから□□□□に入る道の途中に家があり、ここから１５０ｍのところに現地がございます。譲渡人と譲受人は親子関係です。この土地は１段高くなっております。１９６５番２は雑種地になっておりブロック塀で囲ってありました。境界ははっきりしています。合併浄化槽を設置すると聞いており、雨水につきましては側溝がありますのでそこに流します。特に問題はございませんでした。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号８９について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第８７号番号８９については承認といたします。続いて、番号９０について事務局より説明を求めます。
局長	議案第８７号番号９０について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□、外２名。譲受人が□□□□号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番２４、地目が田。面積が２８４㎡の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は申請地を譲り受け、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法の規定する用途地域内の第３種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 ８番	現地調査報告をお願いします。 □□□□に抜ける道がございます。３９ページの図面にある申請地の左側にある道路が□□□□に抜ける道です。その道路より少し

	入ったところが現地です。田んぼの一部を転用して自己用住宅を建てるものです。道路より低い状態ですので埋め立てをします。住宅を建てる横に排水路も通っているので、そこに排水を流すそうです。土地改良区の了解も得ております。残りの田んぼの部分は耕作するそうで、問題はありませんでした。
議長 4 番	何か質問はございませんか。 分筆した□□□□－24の所有者は□□□□外2名だったのですね。それから譲り渡したということですね。
局長	持分3分の1です。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号90について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第87号番号90については承認といたします。続いて、番号91について事務局より説明を求めます。
局長	議案第87号番号91について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地、□□□□。譲受人が下関市□□□□205、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目が畑。面積が387㎡の用途地域内です。転用の目的は自己用住宅です。本案件は申請地を取得し、自己用住宅を建設しようとするものです。申請地は都市計画法の規定する用途地域内の第3種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長 6 番	現地調査報告をお願いします。 先ほど説明をしました番号89の少し手前になりますが、左側に□□□□の駐在所と□□□□の出張所があるところでございます。途中から右の方に入りますと□□□□の入口になります。そこから少し下がったところに現地がございます。この辺りは昔から畑作りが盛んで、ほとんど畑だったと思います。農業用集落排水がありますので排水については特に問題はございません。2086番1とは30cmの段差がありますので境ははっきりしております。北側と南側が宅地になっており、特に境界について問題はございませんでした。現在、畑は作っておらず、少し道路より高くなっていました。
議長 1 4 番	何か質問はございませんか。 11ページに書いてある譲渡人は□□□□さんになっていて47ページの図面では□□□□外2名になっています。どうして違うのですか。
局長 1 4 番	譲渡人は共有の3名が正しいです。
局長	11ページの譲渡人が□□□□外2名が正しいのですね。 持分登記は3名の方になっています。譲渡人が□□□□2名で訂正をお願いします。

議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 9 1 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 8 7 号番号 9 1 については承認といたします。次に、報告第 4 4 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について事務局より説明を求めます。
局長	今月の農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知は番号 7 8 から番号 8 2 までの 5 件です。現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。
1 6 番	□□□□さんは体調が悪いのですか。
局長	これから農業を続けていくことが難しいと家族の方からお聞きしております。
4 番	この時期だから作付けは出来ないか。
局長	地元の古開作の人にも耕作が出来ないかと相談をさせていただいております。土地改良区の代表の方にも「地域でできない部分は土地改良区が管理や作付けを行うか。」と言った話をしているところです。
4 番	□□□□さんはどういった理由ですか。
局長	□□□□さんの件については、特に理由は聞いておりません。息子さんが解約届を持って来られました。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたら報告第 4 4 号の審議を終わります。次に、議案第 8 8 号農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 8 8 号農用地利用集積計画(案)について説明します。山陽小野田市長より平成 2 8 年 5 月 9 日付で農用地利用集積計画の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による案件は整理番号 4 8 番から 7 8 番までの 3 1 件、6 7 筆、5 8,5 9 9 m ² 及び農林振興公社関連の 1 件、2 筆、1,9 6 6 m ² でございます。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。
1 4 番	2 点質問があります。整理番号 5 4 の□□□□さんですが、内容で「自己保全」というのはあるのですか。利用権設定で自己保全というのは考えられないと思います。2 点目は□□□□で法人化があるような話を聞いていますが、□□□□さんが今回たくさん契約をしているのと何か関係があるのですか。市の方が何か把握しているのであれば教えていただきたいです。
1 6 番	中間管理機構が関係しているのですか。
局長	今回の件につきましては、中間管理機構は関係していません。

4 番	整備をしないと植えられないから、今回は自己保全という形で出されたのではないか。
農林水産課	自己保全の件ですが、□□□□委員が言われたように貸し手の方から全部管理してほしいということと、実際現地を見てみるとすぐには耕作できないということで、今回は様子を見るという形で「自己保全」となりました。2 点目の法人化の話は進んでおります。そのため設定期間が今年の末までとなっています。また、話の進捗状況によっては、年末以降、個人で延長になるのか、新しい法人になるのかは、今からの話し合いによって変わります。
4 番	農協の資料によると山陽小野田市は28%くらいが営農組合か就農者の集積になっているが、実際はどうか。
農林水産課	水稻で言えば、水稻面積の3割程度が認定農業者、一方では農事組合法人、有限、株式等の生産法人を含めたものになります。認定農業者の方で水稻の関係は3割が集積されています。
4 番	農業をしたくて農業をするのか。受け手になっているから仕方なく農業をしているのか。
農林水産課	最近は後者の方が増えてきているような気がします。
20 番	管理できないほど受け入れるのはどうかと思います。放置した状態になるのではないか。
3 番	野菜も一生懸命作っていて、これから展開も変わってくるかと思うので、今は様子見ではないかと思います。
農林水産課	今橋さんの耕作面積は150,000㎡以上です。個人の担い手集積としては限度を越えています。農地も場所が集積された農地でしたら管理もできるかと思いますが、□□□□や□□□□、□□□□や□□□□の方など各所にあるので、管理が行き届いていないところもあります。その一方で受け手をお願いできるところが少ないので、□□□□さんをお願いしてしまう部分もあるかと思います。協力体制や支援の良い方法があれば情報提供いただければと思います。□□□□さんにも計画的に集積するように伝えておこうと思います、
4 番	他の担い手との連携が出来るシステムを作らないといけないのではないか。今後、農業委員会でも考えていかないといけないと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第88号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第88号については承認いたします。次に報告第45号農用地区内の農地等の用途区分の除外の申し出について上程します。事務局より説明を求めます。

局長	報告第４５号農用地区内の農地等の用途区分の除外の申し出についてご説明いたします。番号１０、６４ページから６６ページに図面を載せています。□□□□地区の資材置場に伴う除外です。続いて番号１１、図面が６７ページから７１ページです。□□□□地区の自己用住宅建設に伴う除外です。続いて番号１２、図面が７２ページから７４ページです。□□□□拡張に伴う除外です。最後に番号１３、図面が７５ページから７７ページです。こちらも□□□□拡張に伴う除外です。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。
１５番	除外申請は以前から農業委員会で報告していたか。
局長	報告していました。
４番	農業委員会が賛成したという話にはならないと思うのですが。
局長	意見を求められていますので、農地に関しての意見が出ればそれを記載しますし、意見がなければ意見なしと報告させていただきます。
２１番	番号１２、１３についてですが予算の検討はされていないですね。
事務局	今回の２８年度の一般会計の当初予算において□□□□に係る予算は委員会で予算を減額する修正案が提案され、委員会は賛成されました。３月本会議で採決をしたところ修正案に賛成する方が多かったので□□□□に関する予算については減額されております。しかし、□□□□については、３月議会の予算は通りました。そういった形で進んでおります。
２１番	□□□□で進めないということか。ＪＡ等を集めて埴生地区の計画ではないのか。
事務局	□□□□と今回の除外は切り離して考えてください。□□□□については□□□□、あるいは□□□□については、当初予算では減額の予算となっております。□□□□とは別の話です。
１５番	□□□□は□□□□と一緒にするのは決まったのか。
事務局	予算的にはそういう方向で予算が計上されております。
１６番	資料の件ですが、申請地及び隣接の面積が書いてあるものと書いてないものがあるので統一していただけないか。
局長	農地の地番等は農業委員会でわかります。その他は農業委員会ではすぐにわからないものもあるので、極力調べるようにします。宅地は農家台帳システムに上がってきませんが、できるだけ調べて記載するようにします。
１６番	申請地の面積を書いていただければ良いです。
局長	了解しました。
１１番	農振除外の申請が出たとき、事務局として受け付ける際の条件は

	あるのですか。
農林水産課	農振除外は農林水産課の方が窓口になります。この場では、農業委員会に農振除外をして問題がないかどうかの意見照会をさしていただいています。農振除外の関係書類の中に条件を載せています。例えば農業振興地域のど真ん中の場合は、申請を受け付けていません。
1 1 番	市の方は受付をする際、除外出来るかどうかの基準があるのですね。
農林水産課	農振除外をする上での基準はあります。
議長	他に質問はございませんか。ないようでしたら報告45号の審議を終わります。
	次に私からの提案ですが熊本地震義援金についてのお願いです。全国農業会議所では農業委員会系統組織による熊本地震義援金を募集しております。先般発生した熊本地震により多数の死傷者が出るとともに、家屋をはじめ農地や農業用施設などでも多くの被害が発生しております。農業委員会系統組織として被災した、農業者等の今後の経営と生活の回復が一刻も早く図られるよう支援を行うものです。1口千円とし、積立金より捻出することについて承認を求めるものです。
	何か意見はございませんか。
	(全員 賛成)
	御協力よろしくお願いします。
	次に事務局より説明をお願いします
局長	まず農業者年金の加入と農業新聞についてです。農業者年金につきましては、毎年強化月間を定め加入促進をお願いしております。60歳未満、農業従事日数60日以上、国民年金1号該当者ならば誰でも入れます。対象者の情報をお願いします。地元の担当地区の情報をいただければと思います。対象者がおられましたら調査の上、JAと協議しながら加入の推進を図っていきます。農業新聞についても、農業委員1人当たり2部、割当てが最低となっております。よろしくお願いします。また、この夏、農業新聞の中国版に山陽小野田市の農家紹介のスペースが張り付いています。市内の農家の紹介をしますので、候補の農家を今月中に推薦していただければと思います。
	次に農地意向調査による農地中間管理機構利用についてです。3月に農業委員の聞き取り調査や郵送での農地の意向調査を行い、農地中間管理機構を利用したいとの申し出がありました。その中に農業振興地域以外の農地も含まれておりました。この取扱いについては、農地中間管理機構は農振の農地以外は受けませんので、農振以

外の農地で機構に預けたいとの希望については、他市の農業委員会でも農業委員を通しての耕作者斡旋や、営農センターの会議などでの情報提供などにより斡旋希望者を探しております。本農業委員会も多少ではありますが、これに該当する農地が出ております。農業委員には後日個別に協議を申し上げますので、ご協力よろしくお願いいたします。

次回の現地審査は6月3日（金）9時から、眞鍋委員、伊藤委員でお願いします。総会は6月10日（金）13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。

議長 以上をもちまして第23回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

（起立、礼）

お疲れ様でした。

閉会 15時00分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
22番委員

議事録署名委員
24番委員